

# ○京都府立大学情報システム利用規程

(平成20年京都府立大学規程第62号)

(目的)

第1条 この規程は、京都府立大学（以下「本学」という。）における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 運営基本方針 本学が定める「京都府立大学情報システム運営基本方針」をいう。
- (2) 運用基本規程 本学が定める「京都府立大学情報システム運用基本規程」をいう。
- (3) 全学アカウント 本学のメールサービス及びファイルサーバへのF T Pアクセスに必要なアカウントをいう。
- (4) P C パーソナルコンピュータ及びこれに類する情報処理端末
- (5) その他の用語の定義は、運営基本方針及び運用基本規程で定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学情報システム及びこれに関わる情報を利用するすべての者に適用する。

2 本規程の情報システムには、本学情報ネットワーク及び本学内のすべてのコンピュータシステムが含まれる。ただし、法人情報システムについては、別に定められた各システムに関する規程及びマニュアル類に従うものとする。

(遵守事項)

第4条 本学情報システムの利用者は、この規程、本学情報システムの利用に関する手順及びガイドライン、また本学に適用される個人情報保護に関する各種規定を遵守しなければならない。

(情報システム利用開始の手続き)

第5条 本学情報システムを利用する者は、「京都府立大学情報システム利用

申請書」を部局情報委員会に提出し、情報システム長から全学アカウントの交付を受けなければならない。

- 2 本学情報ネットワークに情報機器を接続するときは、別に定める「PC取扱手順」に従い所定の申請書を部局情報委員会に提出しなければならない。
- 3 情報機器を情報ネットワークに接続するために必要なグローバルIPアドレスの交付ルールは、情報システム長が別に定める。

(アカウントとパスワードによる認証)

第6条 利用者は、アカウントの管理に際して次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、自分のユーザアカウントを他の者に使用させたり、他の者のユーザアカウントを使用したりしてはならない。
- (2) 利用者は、他の者の認証情報を聞き出したり、使用したりしてはならない。
- (3) 利用者は、パスワードを「利用者パスワード取扱手順」に従って適切に管理しなければならない。
- (4) 利用者は、コンピュータの前から長時間離席するとき、別に定める「PC取扱手順」に定める方法により、第三者が操作できないようコンピュータを保護しなければならない。
- (5) インターネットカフェなどに設置されているような学外の不特定多数の者が操作可能な端末を用いて、パスワード入力を伴う方法で学内情報システムへのアクセスを行ってはならない。
- (6) 利用者は、アカウントを他の者に使用され又はその危険が発生した場合には、直ちに部局情報委員会にその旨を報告しなければならない。
- (7) 利用者は、本学情報システムを利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく部局情報委員会に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報システム長が定めている場合は、この限りでない。

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第7条 利用者は、毎年度1回は、年度講習計画に従って、本学情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

- 2 教職員等は、着任時や異動時に新しい職場等で、本学情報システムの利用に関する教育の受講方法について部局情報総括責任者に確認しなければならない。
- 3 教職員等は、情報セキュリティ対策の教育を受講できず、その理由が本人

の責任ではないと思われる場合には、その理由について、部局情報総括責任者を通じて、情報システム長に報告しなければならない。

(機密情報の取扱い)

第8条 教職員等は、法令、規則、契約等に照らし自らが取扱う情報の機密性に配慮し、常に適切な取扱いを行わなければならない。

(禁止事項)

第9条 利用者は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (2) 差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントにあたる情報の発信
- (3) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- (4) 守秘義務に違反する情報の発信
- (5) 著作権等の財産権を侵害する情報の発信
- (6) 通信の秘密を侵害する行為
- (7) 大学と無関係な私用目的での営業又は商業を目的とした利用
- (8) 部局情報総括責任者の許可又は業務上の正当な理由なく情報ネットワーク上の通信を監視し、又は情報機器の利用情報を取得する行為
- (9) 不正アクセス禁止法に定められたアクセス制御を免れる行為、又はこれに類する行為
- (10) 部局情報総括責任者の要請に基づかずに管理権限のない情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (11) 過度の負荷等により情報システムの円滑な運用を妨げる行為
- (12) その他法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる行為
- (13) 前各号に定める行為を助長する行為

2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアについては、原則としてこれを利用してはならない。やむを得ずこのようなP2Pソフトウェアを教育又は研究目的で利用する場合は、あらかじめ情報システム長の許可を得なければならない。

(違反行為への対処)

第10条 利用者の行為が前条に掲げる事項に違反する又は違反すると疑われるときは、部局情報総括責任者は管理運営部門の協力を得て速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該

行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

- 2 部局情報総括責任者は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく全学情報総括責任者(C I O)にその旨を報告しなければならない。
- 3 調査によって違反行為が判明したときは、部局情報総括責任者は各部局において必要な対処を行うとともに、全学情報総括責任者(C I O)を通じて次の各号に掲げる措置を依頼することができる。
  - (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
  - (2) 管理運営部門に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
  - (3) 管理運営部門に対する当該行為者のアカウント停止、又は削除命令
  - (4) その他法令、規則等に基づく措置

#### (P Cの利用)

第11条 利用者は、様々な情報の作成、利用、保存等のためのP Cの利用にあたっては、別に定める「P C取扱手順」等に従い、これらの情報及び情報処理端末の適切な保護に配慮しなければならない。

#### (電子メールの利用)

第12条 利用者は、電子メールの利用にあたっては、別に定める「電子メール利用手順」等に従い、規定の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。

#### (Web の利用及び公開)

第13条 利用者は、Web ブラウザを利用したWeb サイトの閲覧、情報の送信、ファイルのダウンロード等を行う際には、別に定める「Web ブラウザ利用手順」等に従って、不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意するとともに、私用目的でのWeb サイトの閲覧、掲示板への無断書き込みその他業務効率の低下や本学の社会的信用を失わせることのないよう配慮しなければならない。

- 2 利用者は、全学情報システム運営委員会が運用するWeb サーバにより学外から閲覧可能なWeb ページを作成し、公開することができる。Web ページの公開にあたっては、「Web 公開手順」等に従い、セキュリティや著作権等の問題及び本学の社会的信用を失わせることのないように配慮しなければならない。
- 3 利用者は、研究室等で学外に向けて公開されるWeb サーバを運用しようとする場合は、事前に部局情報委員会を通じて情報システム長に申請し、許可を得なければならない。

4 Web ページやWeb サーバ運用に関して、規程や実施手順に違反する行為が認められた場合には、情報システム長は公開許可の取り消しやWeb コンテンツの削除を行うことがある。

(モバイルPC等の利用)

第14条 利用者は、モバイルPCその他の情報システムを学外で利用する場合には、以下の手順を遵守しなければならない。

- (1) 機密を要する情報を記録したモバイルPC等の情報システムを保護することなく学外に持ち出さないこと。これらの情報の持ち出しには、機密の度合いに応じて暗号化、パスワード保護、作業中の覗き見防止等の保護措置が必要である。
- (2) モバイルPC等は可能な限り強固な認証システムを備え、ログ機能を持っていないなければならない。ウイルス対策ソフトウェア等は、最新の状態でシステムを保護可能でなければならない。また、それらの機能を設定し、動作させておくこと。
- (3) モバイルPC等の画面を第三者から容易に見える状態で利用しないこと。また、当該システムを第三者が支配若しくは操作可能な状態にしないこと。
- (4) モバイルPC等を本学情報ネットワークに再接続する場合は、接続に先だってウイルス対策ソフトウェア等によるスキャンを実行し、不正プログラムが検出されないことを確認すること。
- (5) モバイルPC等の紛失及び盗難は、直ちに部局情報委員会に報告すること。

(学外の情報システムとの接続)

第15条 利用者は、本学で交付されたユーザアカウントを用いて学外の情報システムと本学情報システムとを接続する場合は、あらかじめ情報システム長の許可を得なければならない。ただし、当該交付に先立ち情報システム長が当該接続を許可している場合はこの限りでない。

(安全管理義務)

第16条 利用者は、自己の管理するPC等について、本学情報システムとの接続状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、悪意あるプログラムを導入することがないよう、次の各号の定めを遵守しなければならない。

- (1) 実行ファイル又はデータファイルがウイルス対策ソフトウェア等によ

- り不正プログラムとして検知された場合、実行ファイルを実行せず、データファイルをアプリケーション等で読み込まないこと。
- (2) ウイルス対策ソフトウェア等に関するアプリケーション、不正プログラム定義ファイル等について、これを常に最新の状態に維持すること。
  - (3) ウイルス対策ソフトウェア等による不正プログラムの自動検査機能を有効にしておくこと。
  - (4) ウイルス対策ソフトウェア等により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
  - (5) 外部からデータやソフトウェアをコンピュータ等に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認すること。
  - (6) ソフトウェアのセキュリティ機能を活用し、不正プログラム感染の予防に努めること。
- 2 利用者は、本学情報システムの利用に際し、各種インシデントを発見したときは、速やかに部局情報委員会に報告しなければならない。

(接続の許可)

第17条 利用者は、本学情報ネットワークに新たにPC等の情報機器を接続しようとする場合又は接続された情報機器を変更しようとする場合は、別に定める「PC取扱手順」等に定められた手続きに従わなければならない。

附 則

この規程は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月5日から施行する。